

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた 結婚相手紹介サービス業界ガイドライン

制定：2020年5月26日
改定：2021年12月15日
一部改定：2022年12月22日
一部改定：2023年3月13日
廃止：2023年5月8日（予定）



本ガイドラインは、結婚相手紹介サービス業の事業活動に際して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、安全に活動するための対応事項をまとめたものです。

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、また「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が発表されたことを受けて、ガイドラインを一部改定いたしました。

当業界の事業に携わる従業者の皆様と、結婚相手紹介サービスをご利用いただくお客様の安心・安全を確保するため、本ガイドラインをしっかりと守って、安全な事業活動を行ってまいりましょう。

その他、本ガイドラインに記載されていない事項を含めて、政府新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、別途、各都道府県が定める行動計画に沿って対応してください。

尚、本ガイドラインは新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけが変更された以降（5月8日）は、廃止とする予定です。

1. 基本的な感染予防策

- 三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底しましょう。
- ソーシャルディスタンスを確保しましょう（人と人が触れ合わない距離での間隔）
- アルコール等によるこまめな手指の消毒や石鹸・流水による手洗いを徹底しましょう。
 - 事務所の受付にアルコール等の手指消毒液を設置しましょう
- 室内の適切な換気の実施

- 窓開けによる換気は、対角線上にあるドアや窓を2か所開放すると効果的です。
 - 2つ以上の窓がない場合や、外気温により窓開けによる換気が適当でない場合には、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分以上)を行いましょう。
 - 乾燥により湿度が下がる場合は、加湿器を活用し40%以上の湿度を保てるようにしまししょう。
 - 換気に加えて、CO2測定装置の設置と常時モニター(1000ppm以下)の活用を検討しまししょう。
 - なお、CO2測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置しまししょう。
- 不特定多数が触れる場所は、適度に清拭消毒をしまししょう。
- 消毒にはアルコール液や界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸ナトリウム配合の漂白剤など効果が認められているものを使用しまししょう。
 - 消毒方法については、厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」を参照ください。
- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

2. 感染が疑われる場合及び感染が発生した場合の対応

<感染が疑われる場合>

- 65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能です。
- 発熱又はかぜ症状(高熱・だるさ・ひどい咳)が続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し、指示に従い医療機関を受診します。
- 以下の場合には、出勤を停止し自宅で待機します。
 - ・過去5日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・過去5日以内に同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去5日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

3. 従事者に関する感染防止策

<従業者の予防的な措置>

- 出勤前に検温を実施し、発熱の症状のないことを確認します。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯しまししょう。

<出退勤>

- 発熱又はかぜの症状がある場合の出勤は禁止です。

- 通勤中の「密」を低減するため、時差通勤を増やしましょう。
- オフィス内の「密」を低減するため、交代勤務や自宅勤務を増やしましょう。
- 通勤時は、電車内ではマスクを着用するかは個人の判断により、場面に応じた適切な着脱を行いましょ。
- 出社時、来客対応後、帰宅時におけるアルコール等によるこまめな手指の消毒や石鹸・流水による手洗いを徹底しましょ。
- 事務所の受付にアルコール等の手指消毒液を設置しましょ。

<オフィス内での行動>

- 出社人数を減らして勤務中のソーシャルディスタンスを確保しましょ。(人と人が触れ合わない距離での間隔)
- 勤務中・接客中・会議中は、人との距離(前述)が保もてない場合、マスクの着用は個人の意思を尊重しましょ。
- 狭い会議室の「密」を避けるため、オンライン会議を増やしましょ。
- 向かい合わせの机と机の間には、衝立を立てましょ。
- 定期的に窓の開閉、ドアの開閉など、換気を行いましょ。
- ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テーブル等、不特定多数の手が触れる場所は、アルコール液や界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸ナトリウム配合の漂白剤など効果が認められているものを用いて、適度に消毒しましょ。

<共用部での対策>

- (食事、喫煙を含む)休憩・休息の際はできるだけ人と人が触れ合わない距離での間隔を確保し、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業者に混雑時間帯の利用回避を周知するなど、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をしましょ。
- 休憩スペースの常時換気をしましょ。
- 共用する物品(テーブル、椅子等)の適度な消毒をしましょ。
- 入退室前後のアルコールによる手指の消毒や石鹸と流水による丁寧な手洗い実施しましょ。

<職場における検査の更なる活用と徹底>

- 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態の把握を推奨します。
- 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底しましょ。
- 出勤後に少しでも体調が悪い従業者が見出された場合や従業者が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業者に対し、PCR検査又は抗原簡易キットを活用して検査を実施しましょ。
自費検査を提供する検査機関一覧
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html
- 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施しましょ。

- 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
- 国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要です。
- これら具体的な手順、キットの管理や使用等については、下記URL参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>
 (令和4年10月19日事務連絡「職場における検査等の実施手順(第3版)について」)
- また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討しましょう。
- ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照しましょう。

4. 施設内での具体的な感染防止策

<オフィス内の設備>

- テーブル、ソファ、ドアノブ、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト等、不特定多数が触れる可能性のある個所については、適度に清拭消毒を実施しましょう。
- 消毒にはアルコール液や界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸ナトリウム配合の漂白剤など効果が認められているものを使用しましょう。

<トイレ>

- 便器内は通常の清掃良いですが、ドアノブ、蛇口、手洗いシンクなどは適度に清拭消毒を行いましょう。

<ごみの廃棄>

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛りましょう。
- マスクや手袋を着用して回収しましょう。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗いましょう。

5. 「オンライン」で出来ることは、「オンライン」で実施しましょう

<オンライン面談の活用>

- 感染拡大期においては出来る限り、オンラインの説明・相談で完結するようにしましょう。
- 止むをえずご来社の場合もオンラインで事前説明を行い、来店は手続きのみとするなど、短時間でいきましょう。

<郵送による契約手続き>

- 重要事項説明書・概要書面・契約書面は、郵送での交付も可能です。
- 特定商取引法に基づく契約手続きは、対面での手続きを想定していますが、契約希望者が来店で

きない場合や来店を希望しない場合には、あらかじめ十分に契約内容をご説明した上で、契約手続きを郵送で行うことができます。

<オンラインお見合いの活用>

- 感染拡大期においては出来る限り、来店・外出不要のオンラインお見合いをご提案しましょう。
- 止むをえず来店いただく場合は、7ページの注意事項を徹底しましょう。

<オンラインパーティの活用>

- 感染拡大期においては出来る限り、来社・外出不要のオンラインパーティを開催しましょう。
- 止むをえず来店いただく場合は、8ページの注意事項を徹底しましょう。

<オンライン(電子)決済の活用>

- 紹介料や参加費などの支払いを受ける際、可能な限りオンライン(電子)決済をご提案しましょう。

6. 契約・相談など、「接客時」の基本的な「感染防止策」

<お客様の来店時の対応>

- 非接触型体温計などを用いて、入室に際して体温を確認しましょう。
- お客様へ、入室前のアルコールによる手指の消毒や石鹸と流水による丁寧な手洗いを依頼しましょう。
- 事務所の受付にアルコール消毒液を設置しましょう。

<接客時の注意>

- 出来るだけ広い会議室で、対面を避けて、人と人が触れ合わない距離での間隔をとり横並びに座席を配置しましょう
また、あらかじめ混在しないように、日程、時間、人数を調整しましょう。
- 対面で接客する場合には、テーブルの中央にアクリル製などの衝立を設置しましょう。
- 定期的に窓の開閉、ドアの開閉など、換気を行いましょ。
- 時間のかかる契約内容の説明や活動相談は出来るだけオンラインで実施しましょう。
その上で、契約書などは予め郵送し事前にご記入の上お持ちいただきましょう。
- 手や口が触れる食器類(コップやはしなど)は、適切に洗浄消毒しましょう。
また、必要に応じて、飲み物はペットボトルの水をそのままお出ししましょう。
- お客様の入室前とお帰り後はテーブルやイス、筆記用具などを消毒しましょう。

7. 「お見合い」「パーティ」実施時の基本的な「感染防止策」

<お客様の来店時の対応>

- お客様へ事前の検温を依頼し、発熱のある方の参加はお断りしましょう。
- 発熱又は風邪症状のある方の来店はお断りし、入室時は体温を確認しましょう。

- お客様へ、入室前のアルコールによる手指の消毒や石鹸と流水による丁寧な手洗いを依頼しましょう。
- 事務所の受付にアルコール消毒液を設置しましょう。

<お見合い実施時の注意>

- 出来るだけ広いブースで、対面を避けて、人と人が触れ合わない距離での間隔をとり、横並びに座席を配置しましょう。
- お見合い中はスタッフもお客様もマスクの着用は個人の意思を尊重し、お客様同士や従業員間での大声での会話を行わないようにしましょう。
- 対面の座席配置となる場合には、テーブルの中央にアクリル製などの衝立を設置しましょう。
- 適切な空調による常時換気を行うか、又は定期的に窓の開閉、ドアの開閉など、こまめな換気を行いましょ。
- お見合いは出来るだけ短時間で行いましょう。
- 必要に応じて屋外での実施を検討しましょう。
- 手や口が触れる食器類(コップやはしなど)は、適切に洗浄消毒しましょう。また、必要に応じて、飲み物はペットボトルの水をそのままお出ししましょう。
- お客様の入室前とお帰り後はテーブルやイス、筆記用具などを消毒しましょう。
- 外部会場で実施の際も、換気の良い広い会場で、身体的距離を確保できる座席配置で実施しましょう。

<パーティ参加者の対応>

- 参加者へ事前の検温を依頼し、発熱のある方の参加はお断りしましょう。
- 発熱又は風邪症状のある方の参加はお断りし、全参加者の体温を確認しましょう。
- 参加者へ、入室前のアルコールによる手指の消毒や石鹸と流水による丁寧な手洗いを依頼しましょう。
- 事務所の受付にアルコール消毒液を設置しましょう。
- パーティ開催時は、参加者へ大声を出さないように周知するなど、啓発徹底を行いましょう。なお、大声を出さず参加者がいた場合は、個別に注意を行いましょう。
- 大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があることは専門家からも指摘がなされるところであり、接客時やパーティ開催時などにBGMを使用する場合は、音量を上げすぎることがないように留意しましょう。
- 感染者が発生した場合は、その旨、HP等による周知を行い感染拡大防止に努めましょう。

8. 飲食時の基本的な感染防止策

- 飲食物を提供する場合には、感染防止対策を実施した上で、飲食可能エリアを設定しましょう。

- 椅子を間引くこと等人と人の十分な間隔を空けて座席配置をしましょう。
- 飲食時は、対人1m又はテーブル上に区切りのパーティション(アクリル板等)を設置しましょう。
- 人数制限や利用時間をずらす工夫も行いましょう。
- 利用者、従業員とも定期的な手洗い、手指の消毒を行っていただく。
- その他、飲食提供に当たっては、以下の外食業の事業継続のためのガイドラインをご参照ください。

<http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

以上